

九州北部豪雨等による災害に関する決議

平成 24 年 7 月

全国都道府県議会議長会

九州北部豪雨等による災害に関する決議（案）

本年7月3日から5日にかけての豪雨に続き、11日から14日にかけて「これまでに経験したことがないような大雨」となった九州北部豪雨は、各地で大規模な洪水や土砂崩れ等による甚大な被害をもたらした。

特に、熊本、福岡、大分各県では、多数の尊い人命が奪われ、今なお行方不明者の捜索が続けられている。また、九州各地において、多くの住宅や道路、河川施設、鉄道、水道等を始め、農林水産関係施設や農作物、水産物等並びに商工業等に発生した被害は未曾有の規模となり、被災地から流出した大量の流木等による有明海の漁業、観光業への更なる影響も懸念されるなど、住民生活や地域経済は深刻な打撃を受けている。

現在、被災した県や市町村は、早期の復旧・復興に向け、懸命に取り組んでいるが、被害の大きさと範囲の広さ、必要となる膨大な経費に苦慮しているところである。

よって、被災住民への迅速かつきめ細かな支援を行い、今後このような大規模災害から住民の生命と財産を守る防災対策を早急に講ずるため、激甚災害の早期指定のほか、下記の事項について特段の配慮をされるよう強く要請する。

記

1 災害復旧事業・災害対策関連事業等の促進

早期に災害復旧事業に着手するため、各災害復旧事業について速やかに採択すること。特に、甚大な被害を引き起こした河川氾濫、土石流災害について、激甚災害対策特別緊急事業、改良復旧事業及び災害関連事業等を早期採択すること。

2 被災者生活再建支援制度の柔軟な運用と税制上の特別措置

被害認定手続の簡素化等、制度の柔軟な運用について配慮するとともに、半壊・一部損壊世帯へ適用を拡大すること。

さらに、住宅被害のない被災者についても生活支援制度を構築すること。

3 普通交付税の繰り上げ交付及び特別交付税の重点配分等

4 災害復旧事業に係る起債枠の確保

5 災害復旧事業の予算確保等

公立学校施設・設備、水道施設、農林水産業関係施設等及び公共土木施設等に関する災害復旧事業並びに災害廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業等について、予算を確保すること。

6 災害救助法の救助基準（一般基準）の拡大及び救助内容の改善

全壊・半壊家屋が多いことから、被災者に対する災害救助法の救助基準について特段の配慮を行うとともに、現在の生活実態に相応した救助内容とすること。特に応急仮設住宅の建設において、超過負担が生じないよう限度額の引上げ等を行うこと。

7 災害援護資金、生活福祉資金及び母子寡婦福祉資金の貸付限度額の引上げ

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付限度額の引上げ、生活福祉資金及び母子寡婦福祉資金の災害に係る貸付金について

は貸付限度額の引上げと事務手続の簡素化を行うこと。

8 被災した農林水産業者及び中小企業者に対する金融支援

農林漁業セーフティネット資金及び農林漁業施設資金（災害復旧）並びに中小企業を対象とする災害復旧貸付等、日本政策金融資金について融資枠の確保、貸付限度額の引上げ及び金利負担の軽減を行い、既往貸付金については償還の猶予と柔軟な対応を行うなど、被災者に対する金融支援について特段の配慮をすること。

9 農業共済金の早期支払い

被災農家の経営安定のために、早期に共済金の支払いがなされるよう特段の配慮をすること。

10 経営安定関連保証制度の突発的災害（地域）指定

被災した観光業、商業、製造業等の中小企業への金融支援を円滑に行うため、中小企業信用保険法第2条第4項第4号（セーフティネット保証）に係る突発的災害（地域）指定について特段の配慮をすること。

11 計画停電の緩和措置

万一、計画停電を実施する場合にあっても、災害が発生した地域については最大限の配慮をすること。

12 J R 豊肥線の早期復旧に向けた支援

13 大規模漂着流木等の処理対策

海岸に漂着した流木等を速やかに回収できるよう配慮すること。

また、有明海沿岸の特性を勘案し、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業を、一定期間継続する漂着に機動的に対応できる柔軟な制度に改善すること。

14 総合的な治山治水、土砂災害対策の推進及び道路等社会基盤の防災対策の強化を図るための財政措置

15 大規模土砂災害に強い道路や河川の整備促進

以上決議する。

平成 24 年 7 月 25 日

全国都道府県議会議長会